

支援対象児童等見守り強化事業の今後の展望について (①・②)

(答)

令和3年度における事業の枠組みに関しては、予算編成過程で検討されていくこととなりますが、子ども宅食推進議員連盟としても、本年度の第2次補正予算と同じ枠組みで来年度も事業が実施できるよう、厚生労働省のみならず、財務省はじめ関係省庁にも強力に働きかけております。

→10/1 追記：令和3年度予算要求にも、この事業は補助率10/10で盛り込まれていました。

コロナ対応で多忙を極めている中で、NPOの取組を行政が関与した形で新しく事業を作るのは難しい (③・⑥・⑩)

(答)

- 子ども宅食推進議員連盟としては、この事業を活用し、各市町村で子ども宅食等の出前型の支援（アウトリーチ）が実施されることにより、地域社会から孤立しがちな子育て家庭等の子どもをしっかりと見守ることが非常に重要と認識していることから、ぜひ事業の実施を検討いただきたいと考えています。
- 自治体の皆様がさまざまな課題を抱えてご苦労されている中、新たな事業の枠組みを検討いただくのは容易ではないようにも見えますが、例えば、
 - ・すでに地域において宅食や子ども食堂などの取り組みを行っているNPO等の事業者にご相談する
 - ・市町村社会福祉協議会や地域支援のための事業を展開する社会福祉法人などこうした趣旨の活動を行う団体・法人にご相談する
 - ・子育て支援に関して全国的に展開している団体に相談するといった工夫をすることで、事業を実施するためのハードルを下げることは可能と考えています。
- 実際、今回の事業実施について厚生労働省が定める条件などは柔軟に設定されているところです。

本事業の対象となりうる家庭が管内に数多く存在する一方で、事業の担い手が乏しい等の状況であり、管内一律の事業の実施が難しいため、公平性確保の観点から、事業の実施が難しい (④・⑦)

(答)

- 厚生労働省が定めている実施要綱では、事業内容の大枠は示されております

が、事業の実施にあたり、各自治体においては、地域の事情に応じ、柔軟な対応が可能となっております。

- 2 事業の内容に関しては、必須とされている事業内容は、子ども等の状況の把握であり、宅食等食事の提供、生活指導や学習支援は必要に応じて実施することとされています。そのため、事業の実施の検討に当たっては、必ずしも宅食等、生活指導や学習支援の実施を前提にする必要はありません。
- 3 また、事業の形態に関しては、管内の一部または対象者の一部でモデル的に実施という方法も考えられますので、地域の実情に応じた柔軟な実施をご検討いただきたいと思います。

本事業では人件費も補助対象となっているが、利益を上げてはいけないNPOが正当に使用するかどうかを管理する手間がかかるので、煩雑である。(⑤)

(答)

- 1 厚生労働省が示している実施要綱において、事業の実施者は市町村が委託または補助をする民間団体等とされておりますが、法人格の限定はありません。
- 2 そのため、事業の実施主体を確保する方策として、例えば、民間団体等に呼びかけ担い手を確保する、あるいは、市町村の社会福祉協議会に事業実施の検討を依頼するといったことが考えられます。
- 3 どのような法人を事業実施主体とするのかについては、市町村の考え方に応じて選んでいただければよいと考えており、例えば、「管理の手間」ということであれば、例えば、社会福祉法人や医療法人など、平素より法律に基づく事業監査を受けている法人を選考するといったことも考えられます。

児童虐待対応というが、地域での見守りは民生委員・児童委員にその役割を担っていただいております。この事業を実施することで、民生委員・児童委員に見守っていただく必要がなくなるのか。(⑧)

(答)

- 1 この事業は、学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守りの機会が減少し、児童虐待リスクが高まっていることを受け、民間団体等にも幅広く協力を求め、様々な地域ネットワークを総動員して、地域の見守り体制の強化する「子どもの見守り強化アクションプラン」の取組を一層促進するために創設されたものです。

- 2 そのため、この事業の実施の有無にかかわらず、これまで民生委員・児童委員に担っていただいていた役割が変わるものではありません。むしろ、多様な業務で過剰な負担となっている民生委員・児童委員の負担軽減にもなりうるのではないかと考えます。

新型コロナウイルス感染症拡大が終息したら、宅食事業はなくなり、元の子ども食堂に戻ると考えられるが、そうすると、事業の継続性はなくなってしまうのではないか。また、仮に、この状況が5年、10年と継続した場合、関わる団体が存続して活動することが難しいのではないか。(9)

(答)

- 1 子ども宅食推進議員連盟としては、新型コロナウイルス感染症拡大が終息したとしても、各市町村で子ども宅食等の出前型の支援（アウトリーチ）が実施されることにより、地域社会から孤立しがちな子育て家庭等の子どもをしっかりと見守ることが非常に重要と認識しております。

※この事業では、子ども宅食に限定しておらず、子ども食堂のみを実施することも可能。

- 2 また、厚生労働省定めている実施要綱では、事業の継続性について特段言及されていないことから、長期的・継続的な視点を持つことも重要ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の終息が見込めない今、まずは、本年度、見守りが必要とされる子ども等をしっかりと見守る体制を組むことを検討いただきますようお願いいたします。